



2014年10月

# 県議会報告

討議資料

**県議会傍聴記** 10月1日、井原すがこ議員の一般質問を傍聴に行きました。以下感じたことを思うがまま列記します。

◎避難場所について：指定管理施設なので（運動公園・シンフォニア岩国等）避難場所には利用出来ないとは、住民を置いてきぼりの政策ではないか。

◎政務活動費について：自分達の都合の悪いことは、本気に考えていない。もう少し住民のための政治をして欲しい。

## のらいくらの 答弁にガッカリ！

◎再質問、再々質問：臨機応変にシャープな切れ味鋭い質疑に感心しました。行政の答弁は、歯切れが悪いし分かりにくかった。今後も粘り強く頑張ってください期待しています。<長野 T>

政務活動費の使い方の方が大きな問題になり、山口県でも、同様な事例があります。その運用をすべの議会で任せるとは、知事責任と管理のもとに支給すべきで

**答** 条例により、収支報告書等の保存や運用の調査も議会において行うとされ、さらに条例の執行については必要な事項は議会で定めるとされています。したがって、政務活動費の運用については、第三者機関での審議の必要性も含めて、議会において議論されるべきと考えています。

## 4項目について質す



平成26年9月定例会は9月24日から10月10日までの17日間開催されました。8月6日の岩国市・和木町の災害復旧対策関連事業費など12の議案などが審議されました。

今回も、地域の皆様から寄せられた声のなかから、掲載の4項目について県の姿勢を質しました。

**問** 8月6日早朝、岩国・和木地区で、大きな豪雨被害がありました。岩国市で対策本部が設置されたのは、災害発生後の午前7時20分でした。避難勧告など空振りを恐れず早めに出す必要があり。県として、どのような対応をとられたのですか。また、国の激甚災害指定を受けて、災害査定、復旧工事の計画についてお伺いします。

## 岩国・和木地区の 災害対策について

8月6日4時5分に土砂災害警戒情報が発表されましたので、関係市町への伝達、関係の周知を行いました。その後、和木町での浸水被害の発生に伴い、6時54分、自衛隊の派遣要請を行うとともに、知事を本部長とする災害対策本部を設置し、防災関係機関との調整や被害状況の把握に努めました。

## 答

その後9月30日から10月17日まで災害査定を実施し、地

## 問

不正使用を追求される号泣する県議会議員の姿が繰り返し報道され、

## 政務活動費の 適正化について

ク機能が働く仕組みが必要だと思えますが、いかがでしょうか。

はしないで  
しょうか。  
また、第  
三者機関  
によるチェ  
ック

和木町の土砂崩れ現場



元説明会を経て順次工事を開始し、早期の復旧に努めます。

# 「愛宕山」米軍住宅 建設工事について

### 問

政令では、開発協賛が必要なものとして「特定工作物」として野球場が明記されていますが、県によると、野球場は観覧のための工作物として「建築物」に当たり、開発協賛は必要とされています。その法的根拠を教えてください。また、米軍人は国の職員とは言えず、米軍住宅は「職員のための宿舎等」に該当せず、開発協賛が必要と考へますが、知事の見解をお伺いします。

### 答

政令では野球場は特定工作物であるとしていますが、政令の上位にある建築基準法では観覧のための工作物は建築物とされていることから、野球場は建築物として扱われます。これは、「開発

### 問

## 上関埋め立て 免許延長問題について

福島原発事故を受けて、安全基準などが大幅に見直され、仮に上関原発の建設が動き出すとしても、原子力規制委員会の審査、周辺自治体の同意などが必要で、その結果原子炉の位置や埋立の内容が変わるかもしれません。したがって、現在の免許は一旦失効させ、国のエネルギー政策の動向を見ながら、新たな免許の問題

### 答

として考えるべきではないでしょうか。

今回の埋立免許延長申請は、適法にない申請の中で、事業者の申請内容、補足説明により、埋立免許延長の要件である正当な理由があるかどうかを判断して、その結果、許可・不許可の処分ができるかと考えています。

## 政務活動費に関する住民訴訟

### 議会TOPIC

政府が集団的自衛権行使容認を閣議決定した翌

日の7月2日、兵庫県議会議員の野々村氏が記者会見で号泣したニュースは、軽重の差こそあれ集団的自衛権にも劣らないほどの話題となりました。

その後、あの号泣シーンはマスメディアを連日賑わせてきました。

政務活動費を不正に使用して返還請求を求めた住民訴訟が起こっています。

私は、9月議会で政務活動費の執行・交付についてもっと県が責任を持つべきだと質しましたが、議会の事には介入できない旨の答弁で、とても残念でした。

## 本当に使えるの

下の写真は「米軍提供」として市のHP「愛宕山地のまちづくり」の欄に載っている野球場です。県は6

月議会で井原議員の質問に「市民の使用については米軍・市・防衛省と協議中」と答弁しました。市民

が自由に使えるというこれまでの宣伝と異なり、正しい情報を発しないのでしょうか、大きな疑問です。



## まるで朗読会

### 編集子

県議会一般質問を初めて傍聴された人の話。驚かれたことは幾つもあったが、その中の一つに答弁の仕方を奇異に感じられた。

◎答弁は質問に答えるのではなく、「まるで的外れに思える内容」で答弁になっていない。

◎その答弁らしくない答弁をする人は、演台の原稿を間違えずにただ読むだけに見える。そこには、質問に対して真摯に答える姿勢は全く感じられない。

部下の書いた原稿を読むのなら「誰でも答弁に立てる」では周囲に笑い声が上がった。知事をはじめ関係部局は、県民目線の県政を進めてほしい。

<http://blog.goo.ne.jp/sugako31>

市民政党  
「草の根」

井原すがこの想い

ブログ

〒740-0017 岩国市今津町2-17-20  
TEL 0827-21-9808



☆気軽にご意見をお聞かせください。  
☆ミニ集会を随時開いております。